

保護者様

年 組 氏名

清瀬市立芝山小学校

## 学校における感染症の予防について

お子さまが、下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他の児童への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。この場合は欠席にはなりません。なお医師より登校の許可があったときは、右記登校届に記入の上、学校へ提出してください。

学校において予防すべき感染症と出席停止の基準		
	出席停止の期間	
第一種	<ul style="list-style-type: none"> <li>エボラ出血熱</li> <li>クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>痘そう</li> <li>ジフテリア</li> <li>南米出血熱</li> <li>ペスト</li> <li>マールブルグ病</li> <li>ラッサ熱</li> <li>急性灰白髄炎</li> <li>重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）</li> <li>鳥インフルエンザ（H5N1）（H7N9）</li> </ul>	治癒するまで
第二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフルエンザ（H5N1）（H7N9）を除く</li> </ul>	発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がった後2日を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス</li> </ul>	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>百日咳</li> </ul>	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻疹（はしか）</li> </ul>	熱が下がってから3日を経過するまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>風疹（3日ばしか）</li> </ul>	発疹が消えるまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</li> </ul>	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水痘（みずぼうそう）</li> </ul>	すべての発疹がかさぶたになるまで
	<ul style="list-style-type: none"> <li>咽頭結膜熱（プール熱）</li> </ul>	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
第三種	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核</li> <li>髄膜炎菌性髄膜炎</li> </ul>	医師が感染のおそれがないとみとめるまで  （溶連菌感染症・感染性胃腸炎・手足口病・マイコプラズマ肺炎・ウイルス性肝炎などがその他の感染症として、出席停止になる場合があります。）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行性角結膜炎</li> <li>急性出血性結膜炎</li> <li>腸管出血性大腸菌感染症</li> <li>コレラ</li> <li>細菌性赤痢</li> <li>腸チフス</li> <li>パラチフス</li> <li>その他の感染症</li> </ul>	

- \* 第一種・第二種の感染症に罹っている同居の家族がいたり、感染している疑いがあったりする児童は、予防処置として出席停止になる場合があります。
- \* 令和5年5月8日より学校保健安全法施行規則の改定により、新型コロナウイルスは「感染症の第二種」に追加されることになりました。